

岐阜市審議会等の委員の公募に関する要領

(平成13年11月5日決裁)

改正 平成15年 4月 1日決裁
平成16年 6月17日決裁
平成20年 3月31日決裁
平成21年 1月15日決裁
平成26年 2月 6日決裁
平成27年 3月31日決裁

1 趣旨

この要領は、岐阜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成11年11月26日決裁、以下「要綱」という。）第6条第4項の規定に基づき、審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格等

(1) 公募委員の応募資格

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 公募委員に応募する日において、本市に居住し、通学し、若しくは通勤している者、又は市内において事業若しくは活動を行う者

イ 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者

ウ 本市の職員を含む行政機関の職員又は本市市議会議員でない者

エ 過去に同一の審議会等の公募委員として在任したことがない者

(2) 応募資格の例外

審議会等の設置目的、委員構成その他審議会等の概要を勘案し特に必要であると認める場合は、前号の規定にかかわらず、他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができる。

3 募集方法

公募委員の募集は、次に掲げるところにより行うこととし、1月程度の募集期間を設けるものとする。

選考の当日に小論文の記述を課す場合その他選考のための準備期間を要すると認められる場合は募集終了の翌日から選考予定日までの期間を1月程度設けるものとする。

(1) 公募の周知事項

公募に当たっての周知事項は、次に掲げる事項とする。

ア 審議会等の名称

イ 公募する委員の人数

ウ 委員の任期

エ 応募資格

オ 応募方法

カ 応募期間

キ 選考の方法等

ク 委員の職務

ケ 報酬等

コ 事務局（審議会等の庶務を行う所管課を言う。以下同じ。）

サ アからコまでに掲げるもののほか、必要と認められる事項

(2) 周知方法

前号の周知事項は、次に掲げる方法により周知するものとする。

ア 公募案内書（様式第1号）を市政情報コーナーに備付けし、閲覧に供する。

イ 公募案内書を市ホームページに掲載する。

ウ 公募案内書を事務局の窓口へ備え付ける。

エ 必要に応じ岐阜市広報資料取扱要綱（昭和61年11月27日決裁）第2条第1項各号に規定する方法その他の適当な方法による公表を行う。

4 応募方法

(1) 応募申込書の提出

公募委員の応募は、次に掲げる事項を記載した応募申込書（様式第2号）を提出することにより行うものとする。

ア 申込みをしようとする審議会等の名称

イ 住所、氏名、生年月日及び連絡先

ウ 市民となった日

エ 現在の職業

オ 自己アピール及び活動経験

カ 応募動機

キ アからカまで掲げるもののほか、必要であると認められる事項

(2) 応募手段

応募は、次のいずれかの手段によるものとする。

ア 郵便

イ ファクシミリ

ウ 電子メール

エ 事務局への直接提出

5 選考方法

公募委員の選考は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 選考委員会による選考

(2) 抽選

6 選考委員会による選考

前項第1号に規定する選考の方法は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 選考委員会の設置

原則として、担当部局内に3人以上の委員で構成する選考委員会を設置するものとする。

(2) 選考方法

選考は、次のいずれか又はこれらを組み合わせた方法により行うものとする。ただし、ア又はウの方法による場合においては、指定する期限までにあらかじめ小論文等を提出させることができる。

ア 小論文（400字～800字程度とし、テーマ及び様式は、審議会等の目的を考慮して決定する。）

イ 面接

ウ ア及びイに掲げるもののほか、適当であると認められる方法

(3) 選考委員会は、あらかじめ選考手順及び選考基準を定めるものとする。

7 選考結果の通知及び公開

選考の結果については、応募者全員に通知するとともに、応募者個人の情報に該当する部分を除き公開するものとする。

8 特例

公募を行った場合において、募集人員が公募する委員数に満たなかったとき又は選考の結果該当者がいなかったときは、再公募するものとする。ただし、日程等に余裕がない場合は、再公募によらないで委員を選任することができる。

附 則

この要領は、平成13年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日以前において、既に募集を開始している審議会等の公募に係る応募資格は、なお従前の例による。

公 募 委 員 案 内 書

審議会等の名称	
公募する委員の人数	
委員の任期	年 月 日から 年 月 日までの 年間
応募資格	
応募方法	
応募期間	
選考の方法等	
委員の職務	
報酬等	
その他	
事務局	

様式第2号（第4項第1号関係）

〇〇審議会委員の応募申込書

ふりがな		*1		明治・大正・昭和・平成
氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住所	〒 —			
連絡先	電話番号	—	—	
	FAX番号*1	—	—	
	E-mail*1		@	
職業				
勤務先 通学先 事業所等*2	〒 — (☎ — —)			
備考				
職歴（主なもの）*1				
自己アピール・活動経験	〔 特技や意欲、福祉、環境等のボランティア活動、青少年団体等で の活動等の主な活動経験を記載する。 〕			

【注意】

- (1) 応募中の当市審議会等、就任中の当市及び他市審議会等又は過去に就任していた当市審議会等がある場合は、「備考」欄にその旨を記入してください。
- (2) *1印の部分は、任意記載です。
- (3) *2「勤務先・通学先・事業所等」は、岐阜市外にお住まいの方は必ずご記入ください(岐阜市にお住まいの方は任意記載です)。

各審議会の応募申込書は、
市HP「岐阜市の審議会等情報」(<http://www.city.gifu.gifu.jp/cgi-bin/shingikai/index.php>)
の「公募中の審議会」に掲載されたものをご利用ください。

〇〇についての応募の動機・意見